

認可保育施設の整備にかかる今後の進め方、スケジュール等について、ご説明いたします。

1 認可保育施設の整備の方向性について

■「郡山市子ども・若者計画（2025～2029）」の方向性

- (1) 幼稚園等から認定こども園への移行を進める
- (2) 認可外保育施設から認可保育施設への移行を進める

※令和3年10月に子ども・子育て会議に説明した。

【方向性における考え方】

- ・年度途中で発生している待機児童の解消
- ・多様化する保護者ニーズに対応する幼保一元化の推進
- ・認可施設移行による保育の質の向上
- ・既存施設を最大限に活用した受け皿整備

2 令和8年度以降の整備について

■事業採択にかかる募集

- ・計画の実現性・確実性等を事前確認し、採択・整備を進める（事前相談での確認）
- ・整備希望施設のうち、整備の方向性に合致し、計画が具体化している施設が対象
- ・各年度の採択数については、自主整備も含め3施設程度を目安とする
- ・整備補助に当たっては、国の交付金を活用する

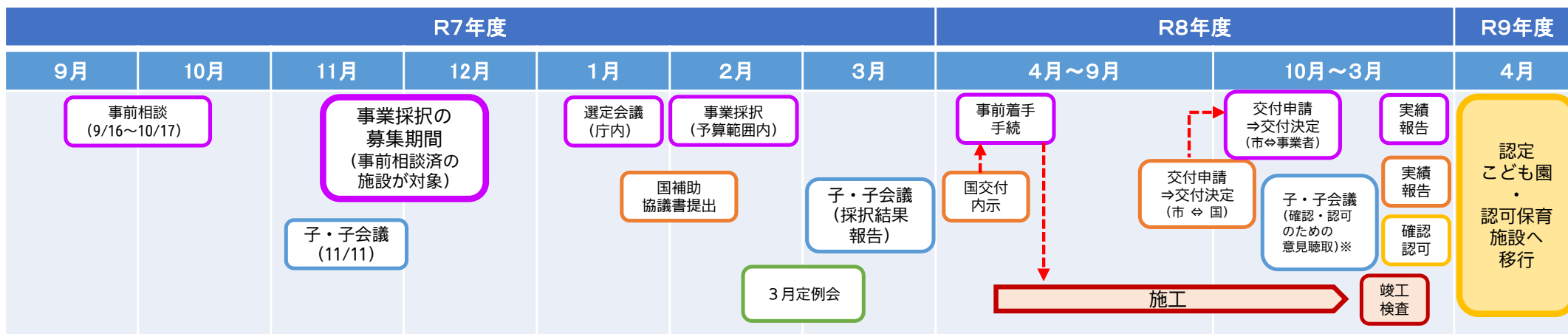
○令和8年度の整備に向けた状況

- ・令和7年6月 意向調査を実施：令和9年4月までの移行を目指す施設を把握
- ・9月～10月 事前相談を案内：移行希望施設の具体的な計画の状況等を把握

【整備における考え方】

- ・公平性・透明性の確保
- ・整備後の施設運営の安定性・継続性
- ・施設整備費補助金や移行後の施設型給付費の市負担の急激な上昇を抑制
- ・国交付金の募集（R7から年1回）に合わせたスケジュール

3 今後のスケジュールについて



※【根拠法令】郡山市子ども・子育て会議条例第2条、子ども・子育て支援法第72条第1項、児童福祉法第8条第1項、認定こども園法第17条第3項